

厚生労働科学研究費の概要

少子高齢化の進展、疾病構造の変化、国民を取り巻く社会環境の変化、国民のニーズの多様化・高度化などに的確に対応した厚生労働行政が求められています。

行政施策は、適切妥当な科学的根拠に立脚する必要があります。そのためには、厚生労働省所管の国立試験研究機関等で研究を行うのみならず、産官学の各分野が協力して新しい知見を生み出す必要があります。厚生労働科学研究は、このような目的の為に行われる厚生労働省の研究を総称しています。



現在の研究費補助の萌芽は、昭和26年度に創設された厚生科学研究費補助金制度です。それが漸次拡大され、昭和59年度からは対がん10ヵ年総合戦略が始まるなど、平成7年度以降は国全体の科学技術基本計画に基づき、大幅な拡大がみられています。平成21年度には、484億円の研究費により1,400以上の研究をサポートしています。

厚生労働科学研究費の特徴

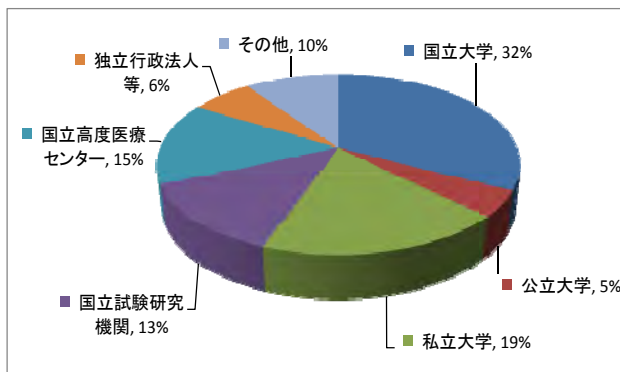
厚生労働科学研究事業は、行政政策研究、厚生科学基盤研究、疾病・障害対策研究、健康安全確保総合研究の4分野から構成されています。外部の専門家のご意見や行政上の必要性等を踏まえ、研究事業毎に、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等の課題を解決する「目的志向型の研究課題設定」を行い、その上で、原則として公募により研究課題及び研究班を募集し、評価委員会の評価を経て、採択を決定します。



予算及び採択件数の推移



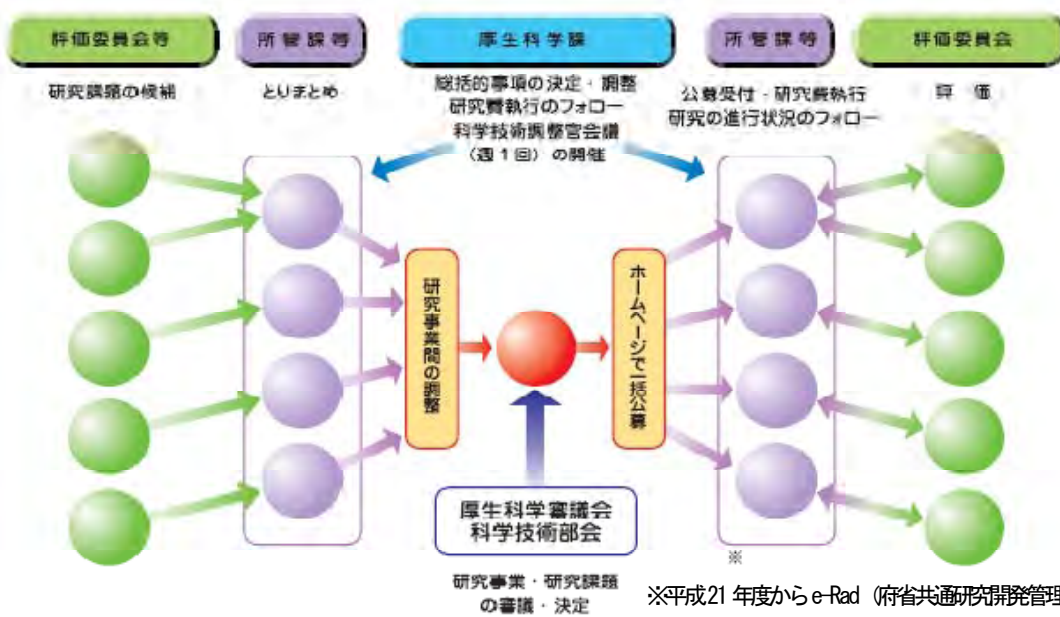
予算額及び採択件数の推移



研究代表者の所属機関別研究費の割合
(平成20年度)

厚生労働科学研究費のマネジメントのフロー

厚生科学審議会科学技術部会及び大臣官房厚生科学課の調整のもと、厚生労働省内の関係部局と関係研究機関の科学技術調整官とにより厚生労働科学研究費のマネジメントを行っています。



厚生労働科学研究費補助金／平成21年度の各研究事業

1 行政政策研究分野

- (1) 行政政策研究事業
 - ①政策科学総合研究
 - ・政策科学推進研究・統計情報総合研究
 - ②地球規模保健課題推進研究
 - ・地球規模保健課題推進研究
 - ・国際医学協力研究
- (2) 厚生労働科学特別研究事業

2 厚生科学基盤研究分野

- (1) 先端的基盤開発研究事業
 - ①再生医療実用化研究
 - ②創薬基盤推進研究
 - ・ヒトゲノムテラーメード研究
 - ・創薬バイオマーカー探索研究
 - ・次世代ワクチン開発研究
 - ・生物資源・創薬モデル動物研究
 - ・政策創薬総合研究
 - ③医療機器開発推進研究
 - ・ナノメディシン研究
 - ・活動領域拡張医療機器開発研究
 - ・医工連携研究推進基盤研究
- (2) 臨床応用基盤研究事業
 - ①医療技術実用化総合研究
 - ・基礎研究成果の臨床応用推進研究
 - ・臨床研究・予防・治療技術開発研究
 - ・治験推進研究
 - ・臨床疫学基盤整備研究
 - ・臨床研究基盤整備推進研究
 - ・臨床研究支援複合体研究

3 疾病・障害対策研究分野

- (1) 子ども家庭総合研究事業
- (2) 第3次対がん総合戦略研究事業
 - ①第3次対がん総合戦略研究
 - ②がん臨床研究
- (3) 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業
 - ①循環器疾患等生活習慣病対策総合研究
 - ・循環器疾患等生活習慣病対策総合研究
 - ・糖尿病戦略等研究
 - ②腎疾患対策研究
 - ③免疫アレルギー疾患等予防・治療研究
 - ④難治性疾患克服研究
- (4) 長寿・障害総合研究事業
 - ①長寿科学総合研究
 - ②認知症対策総合研究
 - ③障害保健福祉総合研究
 - ④感覚器障害研究
- (5) 感染症対策総合研究事業
 - ①新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究
 - ②エイズ対策研究
 - ③肝炎等克服緊急対策研究
- (6) こころの健康科学研究事業

4 健康安全確保総合研究分野

- (1) 地域医療基盤開発推進研究事業
- (2) 労働安全衛生総合研究事業
- (3) 食品医薬品等リスク分析研究事業
 - ①食品の安心・安全確保推進研究
 - ②医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究
 - ③化学物質リスク研究
- (4) 健康安全・危機管理対策総合研究事業

研究事業の1年の流れ

厚生労働省の重点施策

科学技術政策、外部有識者のご意見等

公募課題の設定 ※9～10月

公募課題は、各研究事業の評価委員や外部有識者のご意見等を踏まえ、厚生科学審議会科学技術部会で審議し、決定されます。専門家のご意見や行政需要を適切に反映することとしています。

公 募

※10～12月

厚生労働省のホームページに掲載。

(研究事業ごとに受付先が異なります。)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyou/index.html>

※e-Rad (府省共通研究開発管理システム)による公募に移行する予定

<http://www.e-rad.go.jp>

評価・採択

※2～3月

評価委員会を開催し、採択課題が決定されます。



採 択 通 知

※3月

申請者に、採択・不採択・交付基準額の通知と評価委員会のコメントを送付。

交 付 申 請

※4月

採択が決定した研究課題の研究代表者は、補助金の交付申請書を提出。



交 付

※6月頃

研究代表者宛に研究費を交付。

研究の実施

研究を実施



研究報告

※5月

採択された研究代表者宛に推進事業の募集
→ 研究の推進や研究成果の普及に利用



健康危険情報を得た場合は、厚生労働省に速やかに報告
必要に応じ行政施策とのリンケージ

各研究年度の終了時に、研究報告書を提出。
同時に、実績報告書を提出。



研究報告書は、国立保健医療科学院のホームページで公開されます。
<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIST01.do>

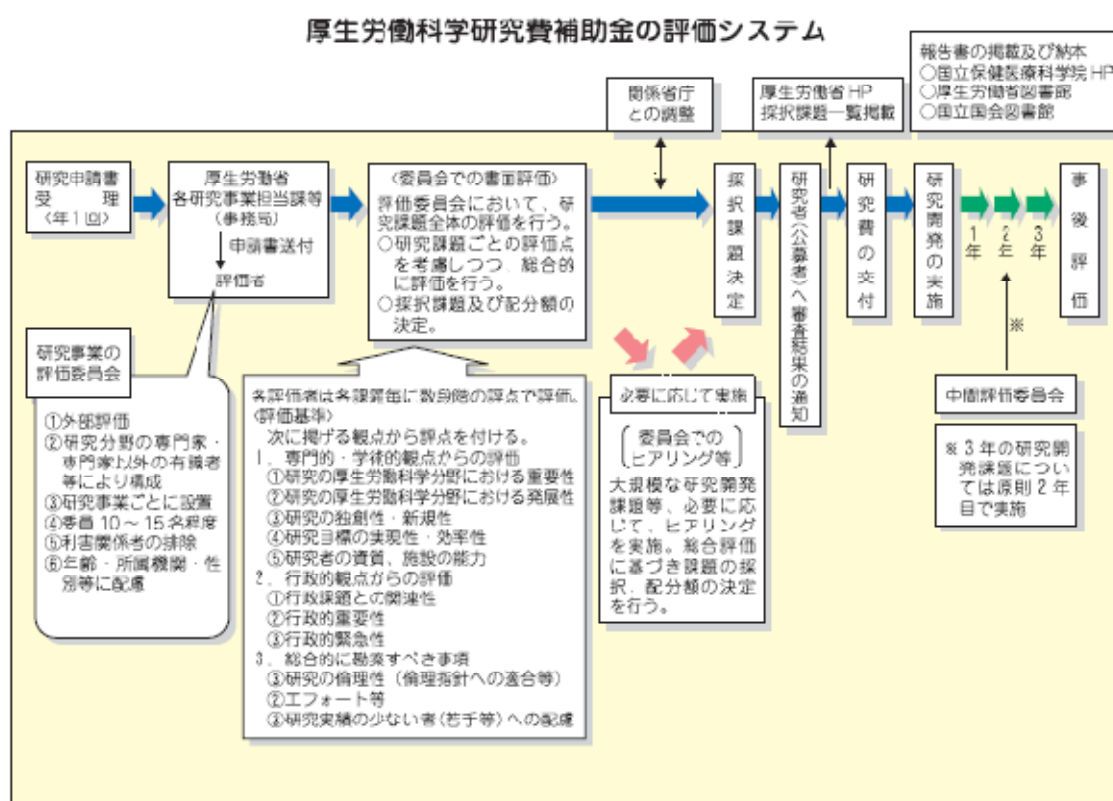
※平成21年度予定 申請書の提出状況等により逐次変更される可能性があります。

研究課題の評価の仕組み

厚生労働科学研究費補助金の審査は、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき、下図に示す流れに沿って行われます。提出された研究開発課題は、各研究事業の評価委員会で、専門的・学術的観点と行政的観点から評価されます。

評価委員会名簿、採択課題や採択額等についても厚生労働省ホームページで示しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu/jigyou/index.html>



研究の評価にあたっては、これまでの研究実績の少ない者 (若手研究者等) についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮することを定めています。

また、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性についても検討を行います。

厚生労働省ホームページにおいて、医学研究に係る厚生労働省の指針一覧を掲載していますので、適宜ご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>